

行政視察報告書

平成28年10月5日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	佐々木 ナオミ
	副委員長	楊 隆子
	委員	井上昌彦 大村学 田中利恵子 鈴木紀雄 大川裕
	議長	武松 忠
	副議長	奥山 孝二郎
期間		平成28年7月13日(水)～14日(木)
視察地、 調査項目 及び概要	新潟県 新潟市	<p>1. 基本条例制定後の議会改革について</p> <p>(1) 議会改革推進会議について 新潟市議会では、市民により身近で開かれた議会を実現するため、議会に関する基本的事項・議会活動のあるべき姿を定めた「新潟市議会基本条例」を平成23年2月に制定し、同年4月1日より施行した。 この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、新潟市議会基本条例第6条に規定する推進組織として「議会改革推進会議」を設置し、新潟市議会基本条例に基づく議会改革を検討することとした。 平成23年7月1日に設置した後、議員任期が満了となる平成27年5月1日までに、71回開催した。改選後の同年5月2日からは、新委員となったが、既に16回開催している。 同会議は、議会運営委員長が委員長となり、委員長を含め10名で構成されている。</p> <p>(2) 正副議長選挙に係る所信表明会について 新潟市議会基本条例第14条第2項において、「議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。」としている。 平成23年5月17日、5月臨時会開会前日に正副議長選挙に係る所信表明会を開催した。その運用については、議長任期が2年であることから、改選後のものと、議長辞職表明後のものと2種類作成している。 改選後においては、所信表明申出書を各会派連絡会議座長(慣例により前議長)に、招集日前日正午までに提出する。その後、所信表明会を午後1時から全員協議会室で開催する。 正副議長辞職後においては、所信表明申出書を議会運営委員長に、辞職許可後20分以内に提出する。所信表明会は、辞職許可後30分を目処に議場で開催する。 所信表明申出書には、推薦議員1名以上の署名が必要となり、所信表明は1人当たり概ね5分としている。なお、一般傍聴を認めており、執行部は出席しない。</p> <p>(3) 当初予算審議における審議資料について 平成24年1月6日の第14回議会改革推進会議において、新規事業概要調書の作成を決定した。これは、同会議の委員有志が、埼玉県所沢市議会を視察した際の資料を参考に、新潟市議会においても、執行部と調整の上、新規事業概要調書の導入を決めたものである。</p> <p>(4) 新年度議案勉強会について 平成24年2月から、新年度議案勉強会を実施している。それまでは、「議案総括説明に対する質疑」を3日間で開催していた経緯がある。議案に対する質疑が、一般質問化しているといった意見があり、見直すこととなった。 2月定例会において、新年度議案の市長提案理由説明の翌日に、新年度議案勉強会を任意の全員協議会という形で開催している。 新年度議案の説明を副市長、水道事業管理者、病院事業管理者、教育長から受け、会派単位で質問を行う。その後、代表質問、一般質問を行い、新年度議案を各常任委員会に分割付託する流れとなる。 なお、この新年度議案勉強会については、あまり効果がないとの意見が議員の中から出ている。また、これを廃止する代わりに、常任委員会の連合審査について、検討をするべきではないかといった意見も出ている。</p> <p>(5) 議員間の自由討議について 平成24年7月5～6日、議会改革推進会議で愛知県岡崎市議会及び福岡県北九州市議会に、議員間討議について視察を行った。視察終了後、検討・協議を行った結果、平成25年2月定例会から、請願・陳情審査において、継続審査となった陳情を対象に、議員間討議を実施できることとした。 また、平成28年6月定例会から、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に範囲を拡大した。</p>

		<p>常任委員会の議案審査においては、執行部からの説明・質疑後に委員会で協議し、委員長報告の項目、内容を決定することを目的に、合意された議題に対し実施することとした。</p> <p>常任委員会の請願・陳情審査においては、早期に結論を導き出すよう実施する。また、これまでは、継続審査となった陳情を対象としていたが、初回の陳情審査から実施することとした。</p> <p>常任委員会の所管事務調査においては、年間の所管事務調査のテーマを決め、実施することとした。</p> <p>議会運営委員会においては、議題ごと会派に持ち帰りとなった案件について、会派として意見を述べた後に実施することとした。</p> <p>特別委員会においては、付議事項に沿った項目ごとに実施することとした。</p> <p>委員会で委員から意見が出ている状況ではあるものの、導入後まだ間もないこともあり、活用という意味では、今後、全議員で理解を深めながら、進めていく必要がある。</p>
<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>新潟県 柏崎市</p>	<p>1. 議会改革について</p> <p>(1) 文書質問制度について 新潟県柏崎市議会基本条例第22条において、議会と市長等との関係を定めており、「議員は議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。」としている。また、柏崎市議会文書質問に関する実施要綱により、必要な事項を定めている。 本会議開会中においては、会議規則に定める緊急質問を実施すればいいことであり、文書質問は必要ないことから、その運用を厳しくしている。 なお、執行部からも議員個人から頻繁に資料請求をされても対応が難しいため、文書質問制度については、制定の要望があった。</p> <p>(2) 通年議会について 平成25年5月1日から通年会期制を採用し、会期は毎年5月1日から翌年の4月30日までとしている。なお、会期の始期については、5月1日に改選期を迎えることから、同日とした経緯がある。 通常、議会は市長が招集するが、通年議会の導入により、改選後や議会解散による選挙後の初議会のみ市長が招集し、その後、議員の任期満了までは、議長が招集することとなる。 通年議会となっても、従来の定例会のサイクルと同じく定期的に年4回（2月、6月、9月及び12月）開会し、これを「定例会議」と称している。一方、定例会議以外で、必要がある場合を開く会議を「随時会議」と称している。 地方自治法第102条の2第6項に定める定例会（定期的に会議を開く日）は、6月、9月及び12月は5日、2月は20日としている。 メリットとしては、議案1件でも「随時会議」を容易に開催できることが挙げられる。また、執行部側も、意見書等の議決であれば、議長が議会を招集するため、議会に出席することはない。</p> <p>(3) 議員間の自由討議について 議会改革に関する特別委員会において、導入について検討し、平成24年6月定例会から試行し、平成26年6月に新潟県柏崎市議会基本条例に規定した。 新潟県柏崎市議会基本条例第24条において、議員間討議の重視について定めており、「議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。」としている。 通告制は導入しておらず、委員が希望すればいつでも実施できるようにしている。 本会議では実施していないが、委員会において、質疑終結後、議員間討議の実施の意向を各委員に確認している。なお、いつでも執行部に確認ができるように、執行部が在室している中で実施している。 賛否は別として、委員会として意見がまとまった事例がある。その場合、委員長報告に盛り込まれ、付帯決議までは行かないが、執行部に対し影響力はあると思われる一方、論点整理があまりうまくいかず、また、議員間討議に資する議題があまりないのが現状である。</p> <p>(4) 請願者の趣旨説明 新潟県柏崎市議会基本条例第19条において、市民参加及び情報公開について定めており、同条第3項において、「議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。」としている。 趣旨説明の対象者については、請願者全員とするべきであるとする意見もあったが、全員が趣旨説明を希望するとは限らないとして、希望者のみとした経緯がある。 なお、請願者が市民でないケースや、市外在住の団体の代表者が請願者として趣旨説明をするケースも見受けられる。</p>